

百貨店の名称をかたる偽通販サイトにご注意

「SNS等で、百貨店の支店や免税店が閉店になること等を理由に、高級ブランド品を大幅な値引きで販売するという広告から、大手百貨店をかたる偽通販サイトに誘導されて商品を注文してしまった」という相談が寄せられています。こうしたケースでは、代金を支払っても商品が届かなかったり、偽物や模倣品が届く場合があります、注意が必要です。

事例

インターネットで、大手百貨店の大型免税店が閉店するにあたり、高級腕時計が格安になるとの広告を見つけ、広告から通販サイトにアクセスした。サイトには100万円以上もする腕時計が3万円程度で載っており、大手百貨店と書いていたので信用して注文した。

その後、商品は代金引換で届き、宅配業者に代金を支払って商品を受け取ったが、商品を確認したところ、時計は動かず、偽物であることが分かった。



ひとことアドバイス

- ◇百貨店が高級ブランド品を大幅な割引価格で販売することは通常なく、百貨店の名称をかたった広告や偽通販サイトの可能性があります。怪しい通販サイト等には、アクセスしないことが大切です。
- ◇百貨店のロゴマークや名称が表示されているからといって、本物だと信じこまず、サイト内の事業者名、住所、連絡先、URL等をよく確認してから、注文するか検討しましょう。
- ◇代金引換で支払って商品を受け取ると、後で偽物だと分かってても返金は困難です。支払方法が代金引換のみのサイトには注意が必要です。
- ◇不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、最寄りの消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。



今年に入り、県内で架空の会社を名乗る者から、

- ・ 老人ホームを建てます。入居しませんか。
 - ・ 入居しないのであれば他の人を入居させていいですか
- 等といった不審電話が発生しています。

これを了承すると、後日、別の架空会社を名乗る者から、

- ・ 名義貸しは犯罪になります
- ・ お金を払えば処罰されません

等と言われ、現金を宅配便で送るよう要求されます。

これは詐欺の手口です。

身に覚えのない電話があったときは相手にせず、

すぐ最寄りの警察署に相談してください。

名義貸しは
は犯罪です…



～「保険金で修理できます」にご注意～

この冬は例年にない大雪で、雪による建物の被害もより多く発生していると思われます。自然災害の後には、「火災保険で家の修理ができる」「保険金請求のサポートをする」などと勧誘される住宅修理サービスでのトラブルが増えてきます。次のことに注意して、トラブルを避けましょう。

☞ 「保険金を使って無料で修理します」などと勧誘されたときは、
すぐには契約せず、まずは損害保険会社や代理店に相談しましょう。

☞ 保険金の請求はご自身で簡単に行うことができます。
壊れたところが補償の対象になるかどうか、しっかりと
確認しましょう。

☞ 修理等の依頼時は契約内容をしっかりと確認しましょう。



4月・5月の消費生活法律相談

4月 7日(木) 13:30~15:30

5月12日(木) 13:30~15:30

*弁護士が無料でアドバイス(30分)

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話 : 0238-24-0999

FAX : 0238-26-6072